本ガイドラインでは、主に町家建築についてその特徴を引き継ぎ活かすことを目指した基準を示しますが、町家建築以外でも三国湊地区には個性をもち人々に親しまれてきた残すべき建築物が多く存在します。そこで、町家建築に限らない象徴的な建物についても「三国 **湊のシンボル建築物**」として以下のように位置づけます。

	 〈方針〉 	〈対象〉
三国湊のシンボル建築物	個性を活かした保存・改 修を基本とする	町家建築に該当しないが、 三国湊の町並みで個性をも った特徴的な建築物として 親しまれてきた建築物

(三国湊のシンボル建築物の例)





特徴的なデザインの建築物

アイストップとなる建築物





目印となるファサードをもち住民に親しまれてきた商店建築物

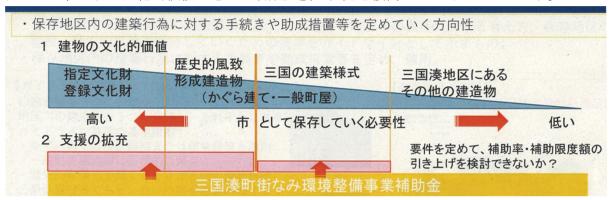
今回のガイドラインでは、「三国湊の伝統的町家」「三国湊の町家」「その他の建築 物」について、町並みの統一感を引き継ぐための基準を設定します。

4. 町並みの構成要素ごとの基準

文化財は保存・改修が原則であることから、それ以外の建物の分類に合わせた基準を三段階に分けて設定しています。

(★) は本ガイドラインで推奨している項目です。

2章で述べたように、保存地区内の建築行為に対する手続きや助成措置を定めていく方向性として、建物の文化的価値に応じた助成支援の拡充を検討していくこととします。



このような考えのもと、本ガイドラインの対象となる建築物を、「文化財建築」「三国湊の伝統的町家」「三国湊の町家」「その他の建築物」に区分しました。「文化財建築」は保存・復元修理を原則とすることから、ここでのガイドラインは記載しておりません。

ガイドラインの項目は以下の4つのパートに分けて、各項目を記載します。

- 1) 建築の外観
- 2) 建築物以外の部分
- 3) 建築物の内部
- 4) 夜間照明

まず、各項目のガイドラインの指針となるビジョンを<ポイントと方針>にて示します。 次に<分類>にて建物の区分ごとのガイドラインの基準を示し、<事例>では現在の三国湊 の町でみられる事例を用いて、ガイドラインの内容を具体的に解説しています。

1) 建築の外観

○ 建物の高さ

<ポイントと方針>

町家の並ぶ町並みに高さを合わせ、通りのスケールに一体感を出します。

建物の高さは、2階が居室になるに従い、徐々に高くなってきました。時代によって建物 の高さは異なりますが、三国湊の街路空間と建物の高さが調和したヒューマンスケールな町 並みを踏襲していきます。

圧迫感を与えない形態とし、九頭竜川、竹田川の対岸から望見する際に背景となっている 丘陵地の樹林、スカイラインを乱さないようにします。

<分類>

分類	基準
三国湊の伝統的町家	既存の建物の高さを変更しないようにする。
三国湊の町家	既存の建物の高さを変更しないようにする。
その他の建築物	町家でも建てられた年代によって建物の高さは異なるため、 二階
	建てを基本 としつつ、以下いずれかの項目を採用するようにす
	る。
	・二階建てとする (★)
	・周囲の建物になじむように軒先の高さを抑える
	・三階をつくる場合には二階の壁面から後退させ、通りから見え
	る軒のラインを壊さないようにする

<事例>



○ 屋根形状

<ポイントと方針>

元々の屋根形状を維持し、通りからみて勾配屋根の見える町並みの連続性を維持します。 様々な屋根形式のある三国湊の町並みですが、三国湊独自の建築形式である「かぐら建て」 や平入の町家が並ぶ通りは、できる限り平入にします。そのため、屋根形状が見えにくくなっている「看板建築」や「仮面町家」は元の形状へと戻していくことが望ましいです。

<分類>

. 73 794 -	
分類	基準
三国湊の伝統的町家	既存の屋根形状を残すことで、整った町並みを保つことができる。
三国湊の町家	切妻屋根平入の屋根形状を残し、看板建築等の軒が隠れているもの
	は通りから見えるようにする。
その他の建築物	三国湊の町並みは町家だけで構成されているわけではないため、勾
	配屋根を基本としつつ、以下いずれかの項目を採用するようにす
	る。
	・従来の町家に習い、平入とする
	・既存の屋根形状を踏襲する
	・勾配屋根とする (★)

<事例>



元々の屋根形状を残すこと で、屋根勾配の揃った町並 みを残している。

三国湊の伝統的町家相当



おそらく新築だが、かぐら 建てと同様の屋根形状となっている。

その他の建築物相当



屋根と小屋根を分節させつ つつなげることで、通りに 向かって勾配屋根を伸ばし ている。

その他の建築物相当